

第 1 0 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 1 0 4 の項を 1 0 6 の項とし、8 4 の項から 1 0 3 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、8 3 の項を 8 4 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

85 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の許可の申請に対する審査	1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に関する許可申請手数料	1 件につき	19 万 5,000 円	許可申請のとき
---	--------------------------------------	--------	--------------	---------

別表第 5 中 8 2 の項を 8 3 の項とし、5 0 の項から 8 1 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 4 9 の項事務の欄中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項第 2 号」に改め、同項を同表 5 0 の項とし、同表 4 8 の項の次に次の 1 項を加える。

49 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路の関係の建築認定申請手数料	1 件につき	3 万 1,000 円	認定申請のとき
---	------------------------	--------	-------------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。